

地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

23年度予算額（案） 62.0 億円

目的・意義

地球温暖化対策技術の開発及び実用化は、温室効果ガスの削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標の達成、経済と環境との両立による国際競争力の維持・向上、雇用を創出する新産業としての育成といった観点から極めて重要です。

本事業では**早期に実用化が必要かつ可能な地球温暖化対策技術の開発及び実証研究**を募集します。

事業内容

○対象分野について

地球温暖化対策技術開発等事業では、以下の分野の技術開発・実証研究を募集し、各分野ごとに外部専門家からなる評価委員会において評価した上で、競争的環境の下、選定・採択します。

- ①交通低炭素化技術開発分野
- ②住宅・オフィス等低炭素化技術開発分野
- ③エネルギー供給低炭素化技術開発分野
（当面、バイオマスを除く再生可能エネルギー等を中心に推進する）
- ④バイオマス・循環資源低炭素化技術開発分野
（我が国の社会状況に適合するものであり、かつ温室効果ガス削減率が50%以上と想定されるものに限る）

○領域について

地球温暖化対策技術開発等事業では 以下の **3 領域に分けて募集**します。

<領域Ⅰ>グリーンイノベーション推進実証研究領域 【委託】

先端的技術によるグリーンイノベーションを推進し、成果の社会還元を加速するための実証研究を行う取組を募集します。

<領域Ⅱ>再生可能エネルギー・トレードオフ克服技術開発領域 【委託】

再生可能エネルギーの導入加速に当たって指摘されている**自然環境及び生活環境への悪影響の克服に関する技術開発**を募集します。

<領域Ⅲ>地球温暖化対策技術開発領域【委託・補助】

早期に実用化が必要かつ可能なエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制技術のうち**現状の取組が不足している技術の開発**を募集します。

委託・補助内容

1. 対象者：民間企業、公的研究機関、大学等
2. 対象事業：エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための技術の開発・実証研究
※非エネルギー起源の二酸化炭素、二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、HFC 等）の排出抑制に関する開発・実証研究や、森林などの吸収源に関する技術の開発、排出した後の二酸化炭素の吸収に関する開発・実証研究、海外で行う開発・実証研究等は対象外です。
3. 負担割合：
委託事業：(1/1)
補助事業：総事業費の 1/2 を上限に補助
4. 事業費の目安：
領域Ⅰ・Ⅱ 5,000 万円～5 億円程度
領域Ⅲ・委託 3,000 万円～2 億円程度
領域Ⅲ・補助 3,000 万円～2 億円（補助金交付額として）

環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業

(担当：総合環境政策局環境経済課)

23年度予算額(案) 10.0億円

目的・意義

本事業は、環境配慮型経営に積極的に取り組む企業について環境格付を通じて金利を優遇する融資に対して利子補給することにより、地球温暖化防止のための設備投資や研究開発を促進し、引いては温室効果ガスの排出削減が組み込まれた低炭素社会の形成を推進します。

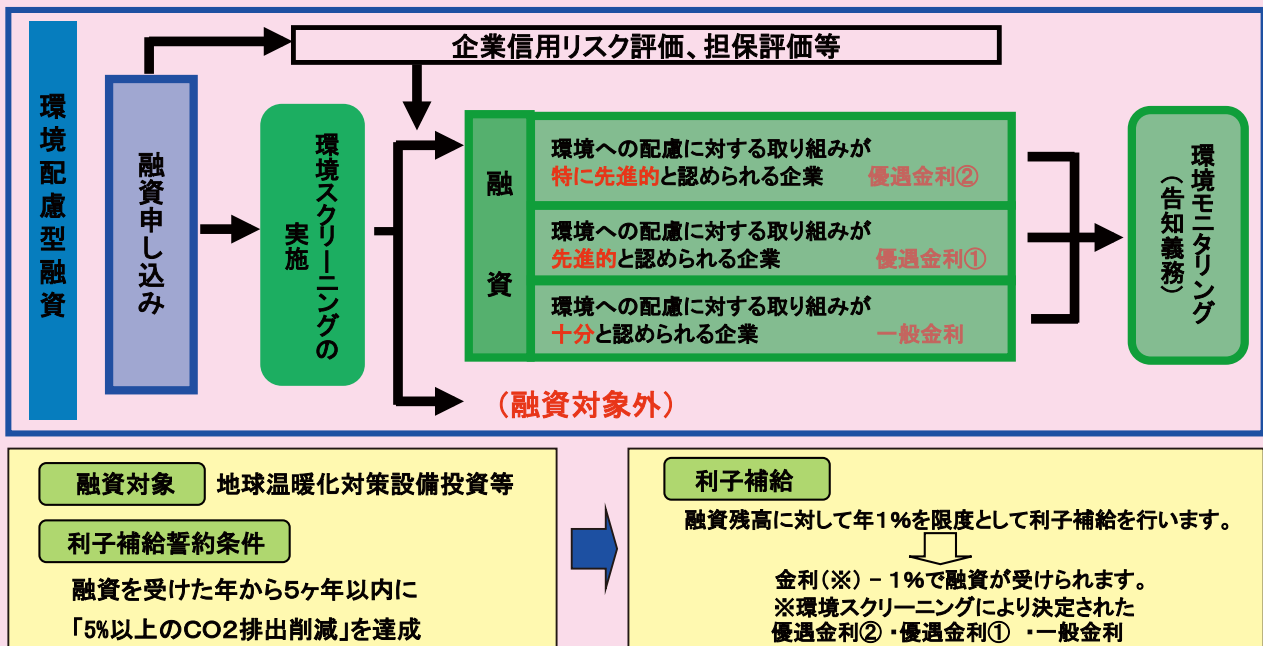
事業内容

①事業概要

金融機関において行われている、企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング法等により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う融資制度(以下「環境配慮型融資」)が対象となります。この融資制度で地球温暖化防止対策として融資を受ける事業者が、融資を受けた年から5ヶ年以内に5%以上のCO₂排出削減を誓約した場合に、当該融資に係る利子のうち1%を限度として利子補給を行います。なお、CO₂排出削減の誓約については、継続的にモニタリングを行い、5年後までに5%以上のCO₂排出削減に達しなかった場合、本事業における補助金相当額については、補助対象者が全部又は一部負担することとなります。

②対象となる環境配慮型融資のイメージ

企業の環境配慮の取組全体を複数の項目によるスクリーニング法等により評価し、その評価結果に応じて金利を決定するものです。例えば、環境への配慮に対する取組が十分な企業には一般金利(通常金利)、環境への配慮に対する取組が先進的な企業には金利①(金利が優遇されている)、環境への取組が特に先進的な企業には金利②(最も金利が優遇されている)などとし、評価結果に応じた段階的な金利を適用して融資を実施するものです。



委託内容

- ①補助対象者……金融機関
- ②対象事業……金融機関が実施する企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング法等により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う事業の融資対象のうち、地球温暖化対策に関するもの。
- ③その他……融資を受ける事業者は融資を受けた年から5ヶ年以内にCO₂排出を5%以上削減することを誓約する必要があります。融資残高に対して、年利1%相当の補助金を交付します。誓約が達成できなかった場合には、原則として、交付された補助金相当額は全部又は一部返納する必要があります。

【1 補助事業の概要】

①事業費の負担割合（地方公共団体向け）

補助率は1/2です。

事業費の負担割合（民間団体向け）

民間団体向け補助事業の場合、補助率は事業ごとに1/3、1/2などと異なります。

②事業費の規模及び補助下限額（地方公共団体向け）

◆事業費の規模

1事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。

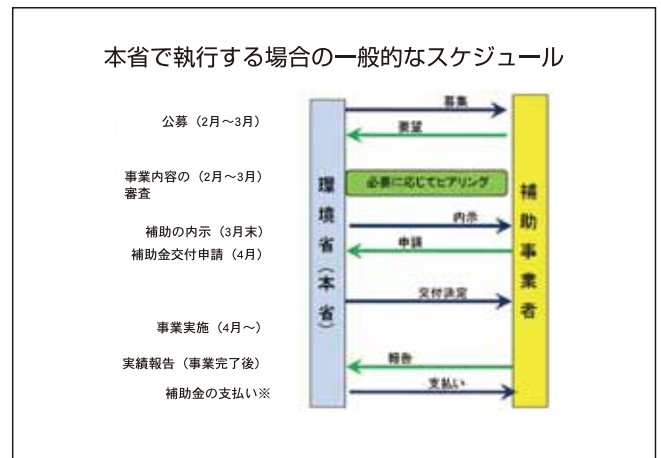
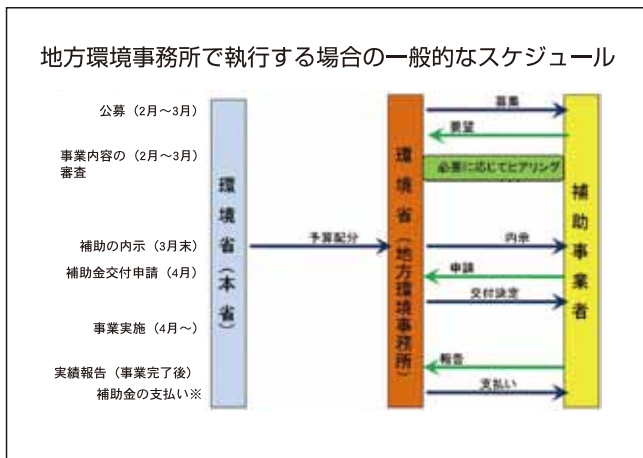
◆補助下限額

補助下限額は600万円となっています。1つの地方公共団体において複数の事業を行う場合は、補助下限額はその合計額に適用されます。なお、先進的次世代車普及促進事業及び廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業のうち電動式塵芥収集車導入補助事業については、補助下限額の適用はありません。

事業費の規模及び補助下限額（民間団体向け）

1事業当たりの事業費規模については、事業の内容等を踏まえ柔軟に対応することを想定しており、特に規定していません。また、補助下限額も規定していません。

③補助金執行の一般的なスケジュール



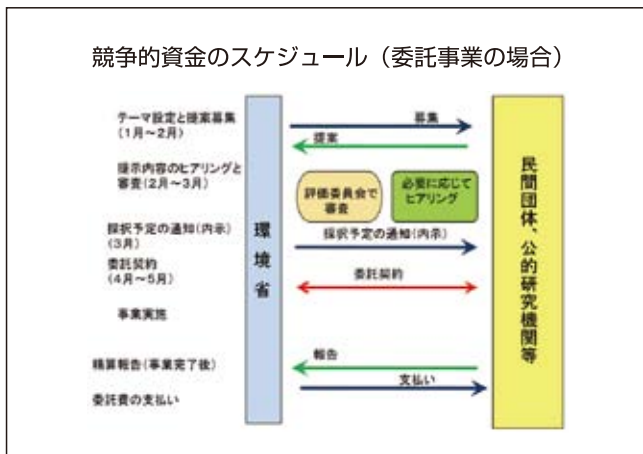
※市町村が補助事業を実施する場合で本省が執行するものについては、関係書類はすべて都道府県を經由して環境省（本省）に提出していただきます。

【2 競争的資金】

競争的資金は、実施希望者を募集し、評価委員会の審査を経て、採択決定することとしています。詳しくは環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp>）に掲載の募集案内により、その内容をご確認ください。

【3 委託事業】

委託事業については、一般競争入札（総合評価落札方式を含む。）等により事業者を決定します。詳しくは環境省のホームページに掲載の調達情報をご確認ください。



環境省担当窓口

○環境省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2
TEL: 03 (3581) 3351 (代表)

【担当課室】

各事業ごとに以下の課室が事業を担当しています

地球環境局地球温暖化対策課

地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 (一般廃棄物担当)

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 (産業廃棄物担当)

総合環境政策局環境計画課

総合環境政策局環境経済課

総合環境政策局環境影響審査室

水・大気環境局総務課水・大気環境国際協力推進室

水・大気環境局自動車環境対策課

水・大気環境局水環境課海洋環境室

自然環境局自然環境整備担当参事官室

【地方環境事務所】

地方における窓口は以下のとおりです

北海道地方環境事務所環境対策課 (北海道)

〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎 3F
TEL: 011 (299) 1952

東北地方環境事務所環境対策課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F
TEL: 022 (722) 2873

関東地方環境事務所環境対策課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県)

〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F
TEL: 048 (600) 0815

中部地方環境事務所環境対策課 (富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県)

〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2 中部経済産業局総合庁舎 1F
TEL: 052 (955) 2134

近畿地方環境事務所環境対策課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31 大阪マーチャンダイズマート (OMM) ビル 8F
TEL: 06 (4792) 0703

中国四国地方環境事務所環境対策課 (鳥取県、岡山県)

〒700-0984 岡山県岡山市北区桑田町 18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル 1F
TEL: 086 (223) 1581

中国四国地方環境事務所 広島事務所環境対策課 (島根県、広島県、山口県)

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館 1F
TEL: 082 (511) 0006

中国四国地方環境事務所 高松事務所環境対策課 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

〒760-0023 香川県高松市寿町 2-1-1 高松第一生命ビル新館 6F
TEL: 087 (811) 7240

九州地方環境事務所環境対策課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

〒862-0913 熊本県熊本市尾ノ上 1-6-22
TEL: 096 (214) 0332

平成23年度
エネルギー対策特別会計における
補助・委託・利子補給金事業



発行 平成23年2月